

厚生労働省発職高第 0326001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

平成 21 年 3 月 26 日

厚生労働大臣 変添 要一

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 除外率設定機関に係る基準割合ごとに設定されている除外率について、現行からそれぞれ百分の十縮小し、次の表に掲げるとおりとするものとすること。

基 準 割 合	除 外 率
百分の九十五以上	百分の七十五
百分の九十以上百分の九十五未満	百分の七十
百分の八十五以上百分の九十未満	百分の六十五
百分の八十以上百分の八十五未満	百分の六十
百分の七十五以上百分の八十未満	百分の五十五
百分の七十以上百分の七十五未満	百分の五十
百分の六十五以上百分の七十未満	百分の四十五
百分の六十以上百分の六十五未満	百分の四十
百分の五十五以上百分の六十未満	百分の三十五

百分の五十以上百分の五十五未満	百分の三十
百分の四十五以上百分の五十未満	百分の二十五
百分の四十以上百分の四十五未満	百分の二十
百分の三十五以上百分の四十未満	百分の十五
百分の三十以上百分の三十五未満	百分の十
百分の二十五以上百分の三十未満	百分の五

二　この政令は、平成二十二年七月一日から施行するものとすること。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 除外率設定業種に設定されている除外率について、現行からそれぞれ百分の十縮小し、次の表に掲げる  
とおりとするものとすること。

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）	百分の五
船舶製造・修理業、舶用機関製造業	
航空運輸業	
倉庫業	
国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	
採石業、砂・砂利・玉石採取業	
窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）	
その他の鉱業	
水運業	

非鉄金属第一次製鍊・精製業

貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）

百分の十五

建設業

鉄鋼業

百分の二十

道路貨物運送業

郵便業（信書便事業を含む。）

港湾運送業

百分の二十五

鉄道業

百分の三十

医療業

高等教育機関

林業（狩猟業を除く。）

百分の三十五

金属鉱業

百分の四十

児童福祉事業

特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業	百分の五十五
小学校	
幼稚園	
船員等による船舶運航等の事業	
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）において分類された業種区分によるものとする。	百分の八十

二　この省令は、平成二十二年七月一日から施行するものとすること。